●●●陸上教室　規約

（名称）

第１条　本教室は、●●●陸上教室（以下「教室」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本教室の事務局は、代表者の住所におく。

（目的）

第３条　本教室は、陸上競技を通して構成員の心身の健全育成や技術・技能の向上、

他団体や生徒相互の交流、自主性やチームワークの大切さを学ぶことを目的とする。

（活動内容）

第４条　本教室は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 陸上競技に関する基礎・専門的技術、技能の習得練習。
2. 陸上競技に関するルールの理解習得。
3. 陸上競技会・記録会・研修会・レクレーションへの参加による親睦交流。
4. その他、本教室の目的達成のために必要な活動。

（構成員）

第５条　本教室の構成員は、京丹後市内に在住、在勤する次の者で構成する。

1. 生徒：本教室の目的、活動に賛同する小学３年生から６年生の児童。
2. 指導員：本教室の目的、活動に賛同する陸上競技指導者及び陸上競技経験者。
3. 支援者：本教室の目的、活動に賛同する生徒の保護者。

（役員）

第６条　本教室に次の役員をおく。

（１）代表者　　　　１名

（２）副代表者　　　１名

（３）指導者　　　　若干名

（４）連絡担当者　　　１名

（５）会計　　　　　２名

２　役員の選出は、指導員の互選による。

３　役員の任期は、本教室の会計年度の１年間とし、再任を妨げない。

（役員任務）

第７条　本教室の役員は、次の任務にあたる。

（１）代表者は、本教室を代表し、教務を総括する。

（２）副代表者は、代表者を補佐し、代表者事故あるときは、その任務を代理する。

（３）指導者は、本教室の活動を指導する。

（４）連絡担当者は、本教室の活動に関する諸連絡を担当する。

（５）会計は、本教室の会計を担当する。

（役員会）

第８条　本教室の役員会は、代表者、副代表者、指導者、連絡担当者、会計をもって

構成する。

２　役員会議は、必要に応じて開催し議事を決議する。

（経費）

第９条　本教室の運営に要する経費は、生徒からの会費、補助金、寄付金等をもって

充てる。

（会計年度）

第１０条　本教室の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（規約改正）

第１１条　この規約は、役員会議において審議・決議し改正する。

（附則）

第１２条　この規約は、令和●年●月●日から施行する。